Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成29年11月28日 水管理·国土保全局下水道部

下水道管路の点検結果を初公表

~減らせ道路陥没!下水道管路メンテナンスの確実な実施に向けて~

国土交通省では、下水道法に基づき下水道管理者に対し、腐食のおそれの大きい下 水道管路について、5年に1回以上の点検を義務づけております。

今般、平成28年度の点検の実施状況と結果、措置状況等を初めてとりまとめ、「下水道管路メンテナンス年報」として公表します。

1 背景・目的

国土交通省では、下水道管路が原因の道路陥没が年間3,300件発生していること等を受けて、平成27年に下水道法に基づく維持修繕基準を創設し、硫化水素による<u>腐食のおそれの大きい下水道管路</u>については、5年に1回以上の頻度での点検を義務づけたところです。

今般、国民・下水道利用者の皆様に下水道管路の現状及び老朽化対策についてご理解をいただくため、<u>腐食のおそれの大きな箇所における点検の実施状況、結果及び対策予定等を「下水道管路メンテ</u>ナンス年報」として初めてとりまとめ、公表することといたしました。

2 平成 28 年度の点検結果の概要 (詳細は、別紙参照)

- ○全国の下水道管路の総延長 約 47 万 km のうち、腐食のおそれの大きい管路延長 約 5,000km を対象としてとりまとめ。
- ○そのうち、平成 28 年度は約 1 割(約 490km)において点検を実施し、約 476.5km で緊急度を判定。
- ○緊急度判定実施延長のうち、緊急度 I の判定を受けたのは、約1%(約 5.0km)

·管渠の点検結果[※]: 緊急度 I 1%(約5.0km)、緊急度 I 6%(約27.9km)、

緊急度Ⅲ 9%(約 44.0km)、劣化なし 84%(約 399.5km)

※ 緊急度 I: 速やかな措置が必要な場合

緊急度Ⅱ: 出来るだけ早期に対策が必要な場合 緊急度Ⅲ: 劣化状況を確認しながら、対策時期を検討

- ○<u>緊急度 I 判定を受けた管渠約 5.0kmのうち、今年度末までに約 7割(約 3.5km)で対策が完了予定。</u> (残りの約 1.5kmについても、必要な措置が速やかに行われるよう、取組状況の定期的なフォローアップ・公表等により、早期対策実施を促してまいります。)
- ○結果の詳細は、以下のホームページ(下水道全国データベース)でご覧いただけます。 https://portal.g-ndb.jp/portal/pipeline/

3 今後の取組について

各下水道事業者において、腐食のおそれの大きな箇所にある下水道管路の点検を5年以内に全て完了し、それらの点検結果に基づく必要な措置が速やかに講じられるように、効果的・効率的なストックマネジメントの実施を国土交通省としても支援してまいります。

<問い合わせ先>

水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐 村岡 正季 (内線 34-232)、資産管理係長 山田 弘明 (内線 34-225)

代表: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8431 FAX: 03-5253-1597